

旅館業法の施行状況調査 ～ICT設備の活用状況・宿泊者名簿の電子化について～

<調査の概要>

調査対象：都道府県、指定都市、中核市、保健所設置市、特別区（計155自治体）

調査期間：令和2年10月12日～21日

<結果の概要>

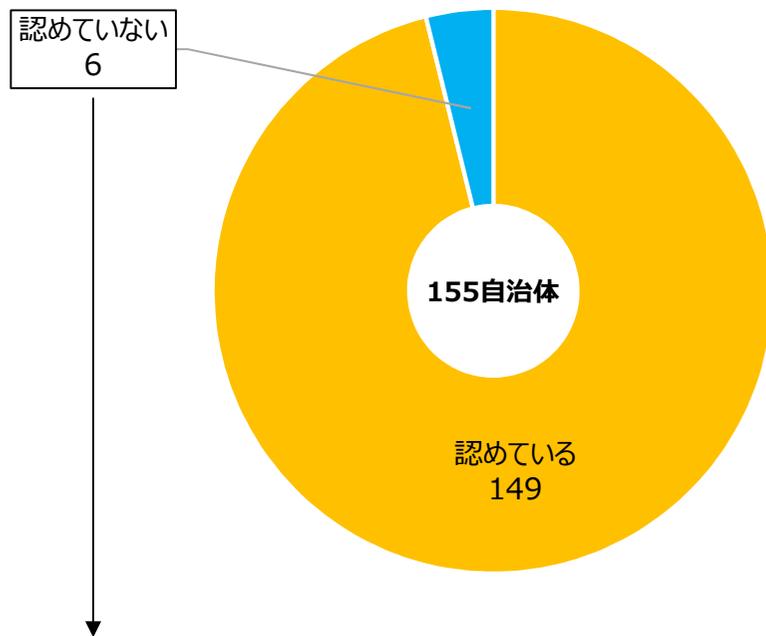
- ICTの活用による玄関帳場の代替については、
149の自治体において、ICT設備による玄関帳場の代替ができることとなっており、
そのうち80の自治体において、ICT設備による玄関帳場の代替を認めた事例があった。
- 宿泊者名簿の記載については
135の自治体において、宿泊者本人の自筆の記載が必須とされていない一方、
11の自治体において、予約情報の転記を認めつつ宿泊者の署名を、
9の自治体において、宿泊者本人の自筆の記載を求めている。
- 事業者に対し、宿泊者名簿の提出を求める際は
151の自治体において、紙での提出を求めている一方、
4の自治体において、紙での提出を求めている。

※今回の結果や最新のICT設備の状況も踏まえ、各自治体の状況に応じ、引き続き適切に旅館業法の運用を検討していただけるよう要請する予定。

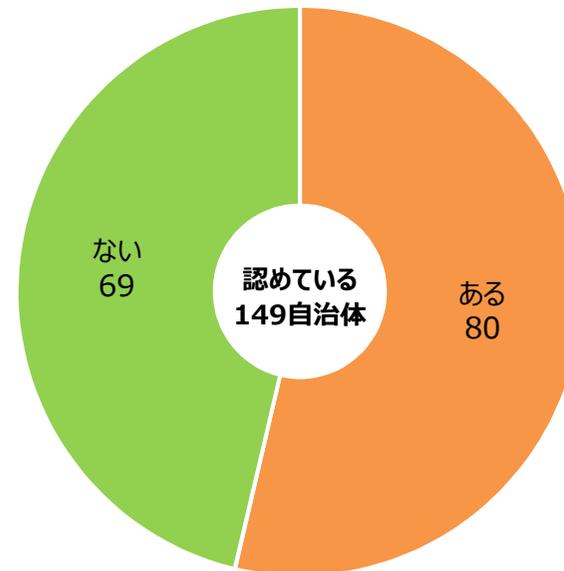
調査の結果① ICT設備による玄関帳場の代替について

- 旅館・ホテル営業についてICT設備による玄関帳場の代替が認められるのは、149の自治体であり、そのうち80の自治体において、ICT設備による玄関帳場の代替を実際に認めた事例があった。
- 代替を認めていないのは、6の自治体（金沢市、名古屋市、中央区、千代田区、豊島区、北区）であり、その理由として感染症発生時の対応や、宿泊者の安全確保、善良な風俗の保持のため等が挙げられた。

ICT設備による玄関帳場の代替



実際に認めた事例の有無



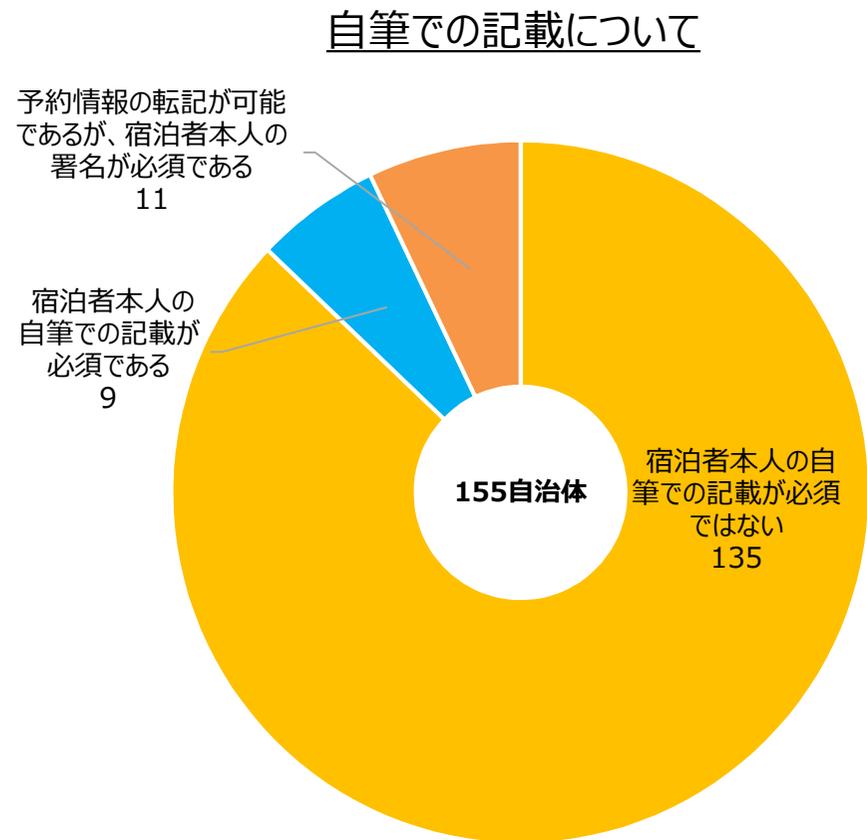
認めていない理由（自由記述）は、

- ・善良な風俗の保持のため、宿泊者の確認や宿泊者名簿の記入、滞在中の注意事項等を対面で行う必要がある
- ・宿泊者の本人確認、宿泊者等及びその他の利用者の出入りの確認を行うことにより、利用者特定し、感染症発生時の対応並びにテロ、違法薬物の使用、売春等の違法行為の防止等宿泊者の安全確保や、善良な風俗の保持には、玄関帳場を設置し、面接による確認が必要である

等の回答があった。

調査の結果② 宿泊者名簿の記載について

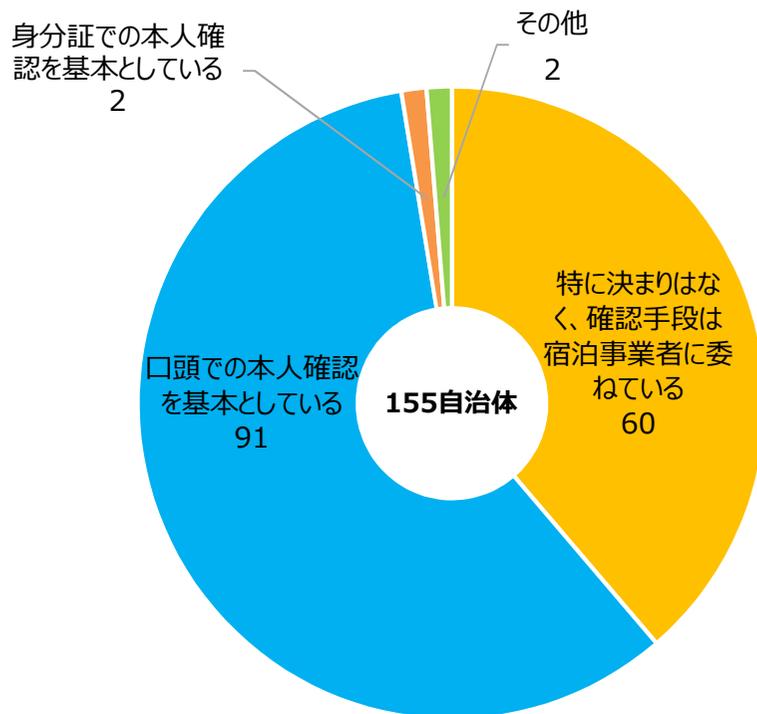
- 宿泊者名簿の記載については、135の自治体が自筆での記載を必須としておらず、11の自治体（山梨県、沖縄県、さいたま市、浜松市、北九州市、豊田市、倉敷市、長崎市、那覇市、目黒区、足立区）が、予約情報の転記を認めつつ署名を求めており、9の自治体（栃木県、奈良県、宇都宮市、越谷市、船橋市、奈良市、大分市、鹿児島市、福井市）が、宿泊者本人による自筆の記載を求めている。



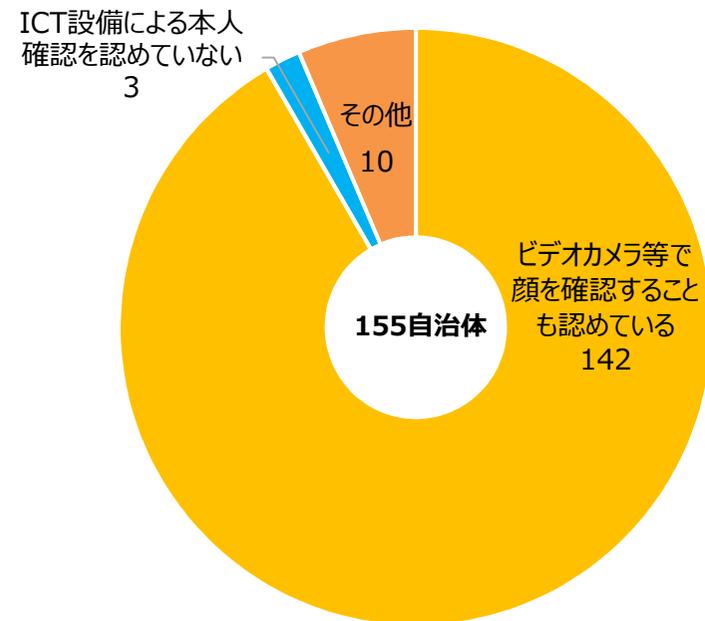
調査の結果③ 本人確認について

- 対面での本人確認について、**60の自治体が特に決まりはなく、確認手段は宿泊事業者に委ねていた。**91の自治体が口頭での本人確認を基本としており、2の自治体が身分証での本人確認を基本としていた。
- ICT設備による本人確認については、142の自治体が、ビデオカメラ等で顔を確認することも認めていた。また、3の自治体（名古屋市、千代田区、中央区）がICT設備による本人確認を認めないとしていた。
※6の自治体がICT設備による玄関帳場の代替を認めていなかったが、本人確認はICT設備により可能とする自治体等があった。

対面での本人確認



ICT設備による本人確認

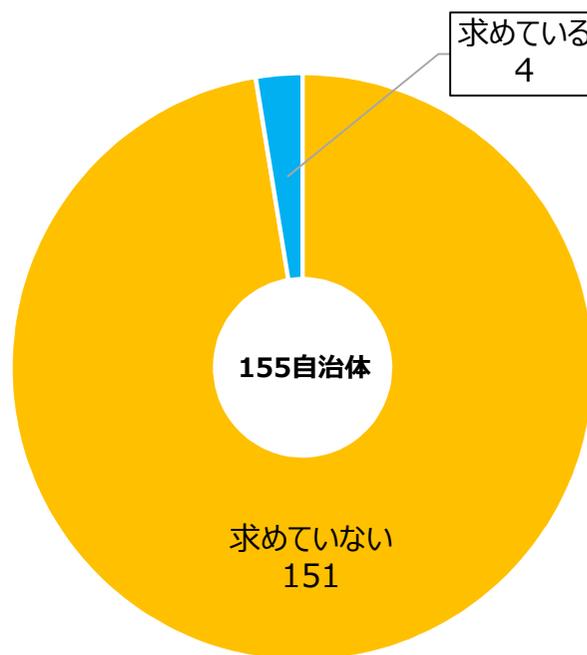


※外国人宿泊客は、国籍及び旅券番号の確認が必要である。

調査の結果④ 宿泊者名簿の提出について

- 宿泊者名簿の提出について、151の自治体が紙での提出を求めておらず、4の自治体（高知県、山形市、足立区、江戸川区）が紙での提出を求めていた。
- 紙での提出を求める理由としては、電子媒体で保存している事業者が少ないこと、ファイル形式やセキュリティ面等により、データの閲覧や出力ができなくなること 等の回答があった。

宿泊者名簿の紙での提出



紙での提出を求めている理由（自由記述）は、

- ・電子媒体で保存している事業者が少なく、膨大な分量でなければ、紙媒体で提出を求めた方が事業者負担が少ないと考えられるため
- ・事業者による宿泊者名簿の改変を防止するため
- ・宿泊者名簿を紙で記録している旅館が大多数で、紙以外で提出を求めてしまうと、比較や保管が難しくなるため
- ・電子媒体ではファイル形式やセキュリティ面等により、データの閲覧や出力ができないことが起こり得るため等の回答があった。